

下水道局資金管理方針

第1 方針の目的

下水道局長の管理する資金について、資金が公の財産であることを踏まえ、保管・運用の原則を定めることにより、安全かつ効率的な資金管理を行うことを目的とする。

第2 資金管理計画の策定

毎年度、資金の保管及び運用計画からなる資金管理計画を策定する。

第3 保管・運用の方法

1 対象とする金融商品

資金の保管・運用は、別に定める預金又は債券により行う。

2 保管・運用の原則

保管・運用にあたっては、当該商品を満期又は期限まで持切ることを原則とする。ただし、①資金の安全性を確保するため必要な場合、②流動性を確保するためにやむをえない場合に限り、運用中の預金の解約又は債券の売却を行うことができる。

第4 資金を預金する金融機関

1 対象とする金融機関

資金を預金する金融機関は、次項に規定するすべての項目を満たすもののうちから別に定める。

2 安全な金融機関の選択

資金を預金する金融機関は、①格付け、②自己資本比率、③預金量の推移のすべての項目が一定水準を上回るものとする。

(1) 格付け

格付けは、複数の格付け機関による格付け評価が、資金を預金する金融機関としてふさわしいものであること。

(2) 自己資本比率

自己資本比率は、別に定める比率を上回るものであること。

(3) 預金額の推移

預金額の推移が著しく下降傾向にないこと。

3 経営状況の監視

(1) 金融機関の経営悪化の兆候を早期に察知するため、別に定める「経営状況の監視項目」により日常的に監視する。

(2) 経営状況に変動があったときは、必要に応じて預金先金融機関の調査・分析を行う。

4 金融機関の預金についての対応

(1) 預金についての対応は、金融機関の経営状況に応じて、①から④までの対応を決定する。なお、対応の基準については別に定める。

① 制限なし

② 預入期間、預入金額及び預金商品の制限

③ 新規預金の停止

④ 中途解約

(2) 金融機関の経営状況が、預金について制限を必要とする水準に下落した場合は、必要な対応措置をとる。なお、預金制限や中途解約などの対応が必要な場合には、金融秩序に十分配慮して行うこととする。

第4の2 債券を購入する金融機関

債券を購入する金融機関は、当該金融機関の固有財産との分別管理及び資金の決済業務等が確実に行われるもののうちから別に定める。

第5 効率的な資金の運用

資金の運用に際しては、金融機関や商品の安全性を確認した上で、効率的な運用を図ることとする。

第6 雑則

この方針に基づく資金管理事務の執行に必要な事項については、経理部長が別に定める。